

芦屋町過疎地域持続的発展計画



令和3年9月

福岡県 芦屋町

令和3年9月作成
令和5年3月改訂
令和6年3月改訂
令和7年3月改訂

目 次

1	基本的な事項	
(1)	芦屋町の概況	3
(2)	人口及び産業の推移と動向	4
(3)	行財政の状況	8
(4)	地域の持続的発展の基本方針	10
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	11
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7)	計画期間	12
(8)	公共施設等総合管理計画等との整合	12
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	13
(2)	その対策	13
(3)	事業計画	14
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	14
(2)	その対策	16
(3)	事業計画	17
(4)	産業振興促進事項	18
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	18
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	19
(2)	その対策	19
(3)	事業計画	19
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	20
(3)	事業計画	21
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	22

6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	22
(2)	その対策	23
(3)	事業計画	24
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	24
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	26
(3)	事業計画	26
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	27
(3)	事業計画	28
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	28
(2)	その対策	29
(3)	事業計画	30
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	31
10	集落の整備	
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	31
(3)	事業計画	32
11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	32
(2)	その対策	33
(3)	事業計画	33
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	33
12	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	現況と問題点	34
(2)	その対策	34
(3)	事業計画	34
	事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	35

1 基本的な事項

(1) 芦屋町の概況

本町は、福岡県の北端（北緯 33° 53、東経 130° 40）に位置し、東西 4.4km、南北 5.3km、行政面積 11.60 km²の町域です。しかし、航空自衛隊芦屋基地と町のほぼ中央を流れる一級河川遠賀川が町域の 3 分の 1 を占めているため、実質的な行政面積は約 7.55 km²です。

本町の特性としてまずあげられるのは、美しく豊かな自然、特に響灘に面した海岸線の美しさです。福岡県の天然記念物にも指定されているはまゆう自生地や、遠賀川をはさんだ東側は洞山に代表される迫力ある奇岩が連なる海岸、西側は白い砂浜が広がる海岸と変化に富んでおり、さらに海岸線にはサイクリング道路が設けられ、大切な観光資源となっています。

公共交通機関は、芦屋タウンバス、北九州市営バスや芦屋町巡回バスが運行しており、J R 遠賀川駅へは約 20 分・折尾駅へは約 30 分でアクセスしています。

本町と他市町村を結ぶ道路としては、北九州市若松区から福岡市東区までを結ぶ国道 495 号が町の北東から南西へ通っており、北九州市と福岡市の間に位置し、両政令指定都市に職場を持つ人の通勤圏内にあります。

歴史的にみると、縄文時代の人骨が発掘された山鹿貝塚など古代以来の史跡があり、古い歴史を持つ神社仏閣や文化財も多く存在しています。古くは日本書紀に登場するなど歴史文化に富んだ町となっています。なかでも本町の歴史を代表するもののひとつに「芦屋釜」があげられ、国の重要文化財に指定されている茶の湯釜 9 点のうち 8 点を芦屋釜が占めています。この芦屋釜の復興と茶の湯文化の振興を目指した「芦屋釜の里」、考古資料や農耕具、交易関係品を展示した「芦屋歴史の里」など、歴史と文化にふれることができる町として知られています。

また、「芦屋千軒・関千軒」といわれ交通や流通の重要な拠点として栄え、明治年間には遠賀郡役所が置かれ、政治や教育の中心ともなりました。さらに、筑豊炭田の開発に伴い、川ひらたと呼ばれる船による石炭輸送の拠点としての賑わいをみせましたが、若松港の完成や筑豊本線・鹿児島本線の完成とともに急速に衰退していきました。

明治 22 年、市町村制の実施により、芦屋村と山鹿村が誕生し、明治 24 年に芦屋村は芦屋町となり、さらに明治 38 年には芦屋町と山鹿村が合併して現在の芦屋町となりました。人口は明治 40 年の 10,838 人から昭和 10 年の 6,033 人まで減り続けましたが、昭和 17 年に北九州工業地帯防衛の目的で設けられた芦屋飛行場が、終戦とともに米軍の駐留するところとなり、基地経済に依存しながら昭和 30 年には 16,631 人に増加しました。

しかし、この活気も昭和 35 年の米軍撤退により衰退し、一時期 2,000 人の人口減

がみられました。これを打開するために、航空自衛隊の移駐を受け入れ、公営住宅の建設、社宅の誘致などにより、昭和 50 年まで再び人口は増加傾向にありました。しかし、その後の住宅用地確保の困難性や交通事情をはじめ社会情勢の変化などにより、徐々に減少し続けました。

昭和 27 年、町の振興をかけて開設したモーターボート競走事業は、昭和 44 年から軌道にのりはじめ、その収益金は町の財政運営の基盤となり、公共下水道事業など良好な行政水準を保てるようになりました。しかし、モーターボート競走事業に依存してきた本町は、モーターボート競走事業収益の落ち込みにより厳しい財政状況に陥り、社会経済環境の変化と重なり 5 度にわたる行財政改革に取り組みました。また、平成 22 年からは、モーターボート競走事業を芦屋町単独施行とすることで、経営の改善に取り組み、行財政改革とともに一定の成果を得ました。

平成 26 年、国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来推計人口において、日本の人口は近い将来 1 億人を割ることが示されました。本町においても、生産人口である若年人口が減少しつづけ、出生率が低下することに起因する「消滅可能性自治体」に数えられるなど、人口減少対策は喫緊の課題となっています。

このような中、国においては、東京への一極集中の是正などを目的に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、地方創生の考え方が示されました。本町においては「芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の推進に取り組んでいます。

特に、「芦屋港のレジャー港化」については、芦屋港及び周辺機能などの活性化を図るため、「芦屋港活性化基本計画」に基づき、芦屋港の管理者である福岡県と連携しながら事業を推進しています。令和 3 年 1 月には、ボートパークや海釣り施設の整備のため「芦屋港港湾計画の一部変更」が決定されるなど、本町の海の魅力を活かした地方創生・観光まちづくりを推進するための拠点形成に向けた取り組みを進めています。

（２）人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、昭和 35 年（国勢調査）には 14,616 人でしたが、航空自衛隊の駐屯及び町営住宅の建設、社宅の誘致などにより、昭和 50 年には 19,762 人まで増加し、人口のピークを迎えました。しかし、その後人口は減少し、平成 12 年には 15,827 人となり、昭和 50 年と比較して 19.9%も減少したことで、平成 14 年度に「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎地域の指定を受けることとなりました。平成 17 年には、山鹿土地区画整理事業の完了により、16,247 人と若干増加していますが、その後も自然減・社会減ともに歯止めがかからず、現在の人口（住民基本台帳：令和 3 年 3 月 31 日）は、13,428 人となっています。また、年齢 3 区分人口では、老年人口の増加が顕著であり、年少人口の減少にあわせ、生産年齢人口の減少が著しい状況です。

本町の産業は、農業・水産業以外にこれといった産業はなく、商業にしても町域内の購買力に依存する日用品を中心とした商店が多くを占めています。工業は、大君地区に工業団地を形成しているものの、小規模であり、本町の土地利用の現状からこれ以上のものを望むことは厳しい状況です。また、本町には航空自衛隊芦屋基地があるため、類似団体と比較して第3次産業の比率が高い傾向にあります。

産業別総人口は、昭和35年（国勢調査）の4,708人から昭和50年の9,128人と増加し、その後、平成7年の8,533人までは、多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいの状況でしたが、平成12年には7,101人と減少しています。その後、平成17年には7,603人と若干増加していますが、これは人口と同様に、土地区画整理事業による住宅販売が要因であると考えられ、平成27年には、6,530人と減少しています。また、産業構造は、第1次産業は減少を続け、昭和35年の就業人口比率は14.0%でしたが、後継者不足や高齢化の進展に伴い平成27年では3.1%となっています。第2次産業は、人口の増加に伴い、昭和45年の就業人口比率19.2%から昭和50年は6.9ポイント増加していますが、その後新たな工場立地も少なく、横ばいが続き、平成27年では21.9%となっています。第3次産業は航空自衛隊芦屋基地移駐により、昭和35年の就業人口比率62.8%から昭和40年には9.6ポイント増加しているものの、その後は横ばいが続き、平成27年では71.0%となっています。

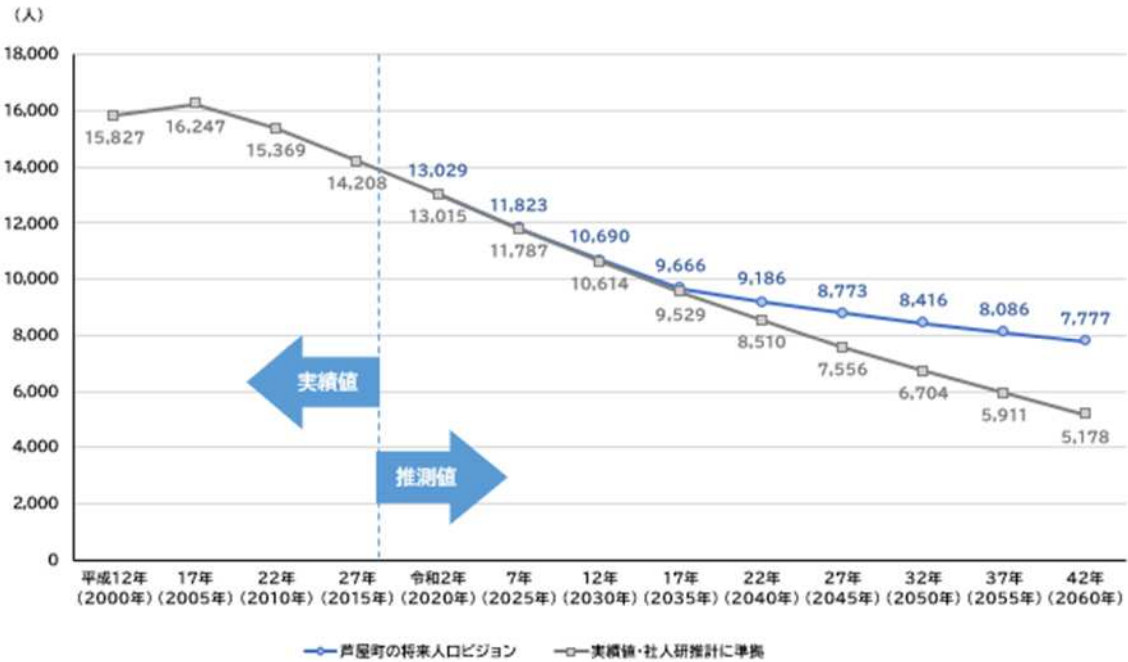
表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実 数		昭和40年	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,616		人 17,560	% 20.1	人 17,366	% △ 1.1	人 19,762	% 13.8	人 18,934	% △ 4.2	人 18,643	% △ 1.5
0歳～14歳	4,866		4,833	△ 0.7	4,371	△ 9.6	5,157	18	4,687	△ 9.1	4,177	△ 10.9
15歳～64歳	9,005		11,830	31.4	11,984	1.3	13,347	11.4	12,702	△ 4.8	12,709	0.1
うち15歳～29歳 (a)	3,675		5,372	46.2	4,927	△ 8.3	4,965	0.8	4,246	△ 14.5	3,965	△ 6.6
65歳以上 (b)	745		897	20.4	1,011	12.7	1,258	24.4	1,545	22.8	1,757	13.7
(a)／総数 若年者比率	% 25.1		% 30.6	－	% 28.4	－	% 25.1	－	% 22.4	－	% 21.3	－
(b)／総数 高齢者比率	% 5.1		% 5.1	－	% 5.8	－	% 6.4	－	% 8.2	－	% 9.4	－

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 17,398	% △ 6.7	人 16,685	% △ 4.1	人 15,827	% △ 5.1	人 16,247	% 2.7	人 15,369	% △ 5.4	人 14,208	% △ 7.6
0歳～14歳	3,413	△ 18.3	2,827	△ 17.2	2,518	△ 10.9	2,617	3.9	2,329	△ 11.0	1,935	△ 16.9
15歳～64歳	11,896	△ 6.4	11,377	△ 4.4	10,357	△ 9.0	10,256	△ 1.0	9,285	△ 9.5	8,164	△ 12.1
うち15歳～29歳 (a)	3,646	△ 8.0	3,638	△ 0.2	3,120	△ 14.2	2,875	△ 7.9	2,402	△ 16.5	2,275	△ 5.3
65歳以上 (b)	2,076	18.2	2,447	17.9	2,951	20.6	3,358	13.8	3,745	11.5	4,108	9.7
(a)／総数 若年者比率	% 20.9	－	% 21.8	－	% 19.7	－	% 17.7	－	% 15.6	－	% 16.0	－
(b)／総数 高齢者比率	% 11.9	－	% 14.7	－	% 18.6	－	% 20.7	－	% 24.4	－	% 28.9	－

* 総数は年齢不詳を含む

表 1-1 (2) 人口の見通し



資料：芦屋町人口ビジョン(令和2年度改訂版)

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年			昭和40年			昭和45年			昭和50年			昭和55年			昭和60年		
	実 数			実数	増減率		実数	増減率		実数	増減率		実数	増減率		実数	増減率	
総 数	4,708	人		7,441	58.1	%	8,182	10	%	9,128	11.6	%	8,690	△ 4.8	%	8,231	△ 5.3	%
第1次産業 就業人口比率	14.0	%		7.9	%		7.0	—	%	4.9	—	%	5.0	—	%	4.9	—	%
第2次産業 就業人口比率	23.2			19.7			19.2	—		26.1	—		25.0	—		24.3	—	
第3次産業 就業人口比率	62.8			72.4			73.8	—		68.9	—		70.0	—		70.6	—	

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	8,536	3.7	8,533	△ 0.04	7,101	△ 16.8	7,603	7.1	6,939	△ 8.7	6,530	△ 5.9
第1次産業 就業人口比率	4.3	—	3.8	—	4.2	—	3.6	—	3.0	—	3.1	—
第2次産業 就業人口比率	24.0	—	24.1	—	26.9	—	24.2	—	21.9	—	21.9	—
第3次産業 就業人口比率	71.6	—	72.1	—	68.7	—	71.9	—	69.0	—	71.0	—

※総数は産業分類不能を含む

(3) 行財政の状況

①行政

人口減少社会や少子高齢化の進行、地球規模での環境問題の深刻化、情報技術などの革新、地方創生の進展などにより社会情勢は激変しています。こうした動きは、時代の潮流として、今後ますます加速することが予測され、まちづくりにおける様々な課題を提起しています。

このような社会情勢の変化を的確に捉えながら、新たな時代に対応するため「第6次芦屋町総合振興計画」に基づき、各施策に取り組んでいます。また、国連サミットで採択された世界共通の17の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に向け、総合振興計画とSDGsを連動させ一体的に推進し、持続可能な地域づくりをめざすこととしています。

②財政

本町は地方税が歳入全体の20%未満と他自治体と比較すると少ない状況です。これを補う町独自の財源としてモーターボート競走事業があり、低迷していた時期もありましたが、現在は経営努力の結果、一定の事業収入を得ています。しかし、公共施設の整備に伴う財源は地方債を活用しており、令和元年度末の地方債現在高は130億528万円となっています。これにより、経常収支比率などの財政指標は高い水準にあります。今後も施設整備に伴う地方債の活用が継続して見込まれるため、自主財源の確保に取り組むとともに、財源の計画的で重点的な配分を行い、安定的かつ効率的な財政運営を続けていく必要があります。

③主要公共施設等の整備状況

町道の整備状況は令和元年度末で改良率73.8%、舗装率99.7%と高水準にありますが、路面や道路施設の劣化状況を調査し、計画的な維持管理や道路整備の必要があります。

上水道事業は、平成19年度に北九州市水道局と事業統合し、安全な上水が安定的に供給されています。また、下水道事業は平成12年度末に町全域の整備が概ね完了しており、水洗化率も令和元年度末で99.3%となっています。下水道施設については計画的な点検・調査や修繕・改築更新、長寿命化を行っており、今後も効率的・計画的に事業を実施し、下水道の機能を長期的に維持していく必要があります。

その他の主要公共施設については老朽化が進んでいることから、これまで計画的に整備を行ってきましたが、老人憩の家や地区公民館、社会体育施設、学校教育施設など未着手の施設も多くあります。今後は、「芦屋町公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の適正配置や長寿命化を図る必要があります。

表 1-2 (1) 町財政の状況

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	9,878,152	9,438,984	6,303,982	8,469,375	8,989,170
一般財源	5,539,644	3,200,822	3,371,590	3,610,223	3,734,346
国庫支出金	440,136	490,322	683,079	779,040	819,513
都道府県支出金	232,352	211,119	373,984	388,905	483,064
地方債	191,700	1,135,400	721,130	1,292,650	905,357
うち過疎債	0	52,700	63,000	860,700	543,600
その他	3,474,320	4,401,321	1,154,199	2,398,557	3,046,890
歳出総額 B	9,259,143	9,245,320	6,010,976	8,201,487	8,721,869
義務的経費	2,750,815	2,976,163	2,554,322	3,269,539	3,340,828
投資的経費	2,778,302	2,870,804	578,260	1,434,254	1,060,250
うち普通建設事業	2,587,905	2,708,012	578,260	1,432,411	1,060,250
その他	3,730,026	3,398,353	2,878,394	3,497,694	4,320,791
過疎対策事業費	0	47,743	258,841	955,409	707,664
歳入歳出差引額 C (A-B)	619,009	193,664	293,006	267,888	267,301
翌年度へ繰越すべき財源 D	386,182	66,473	34,911	12,338	45,079
実質収支 C-D	232,827	127,191	258,095	255,550	222,222
財政力指数	0.34	0.39	0.41	0.37	0.38
公債費負担比率	7.1	8.9	9.3	21.5	12.8
実質公債費比率	—	—	10.3	12.5	5.7
経常収支比率	99.6	105.6	89.2	94.3	97.1
将来負担比率	—	—	—	—	—
地方債現在高	3,545,721	8,126,414	6,690,449	7,200,259	13,005,281

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道						
改良率 (%)	25.7	21.2	35.3	45.7	55.0	73.8
舗装率 (%)	54.2	92.7	95.7	97.0	98.6	99.7
農道						
延長 (m)	—	2,972.7	3,317.6	3,346.3	3,845.7	3,845.7
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	22.0	28.6	30.7	38.1	41.4
林道						
延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水道普及率 (%)	86.6	99.6	99.5	99.3	97.1	99.8
水洗化率 (%)	—	—	71.0	97.1	98.7	99.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	7.1	9.4	10.2	9.4	10.8

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は大きな工業地域を有する北九州市に隣接しながらも、豊かな自然を有するとともに貴重な歴史文化資源を多く有しています。しかし、限られた町域で十分な用地が確保できないことや交通体系の不便性などから、昭和 50 年の 19,762 人をピークに人口は減少し、平成 14 年度に「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎地域の指定を受けることとなりました。

このような中、過疎地域対策関連法に基づく「芦屋町過疎地域自立促進計画」により、産業の振興、公共施設や生活基盤の整備をはじめ、公共交通の充実や学力向上など安心して暮らせる環境づくりに重点をおき、地域振興・地域活性化に向けた諸施策を展開してきました。

この結果、施設整備という面では一定の水準まで達してきていますが、人口減少に歯止めをかけるには至らず、様々な視点から今後も引き続き積極的な施策を推進していく必要があります。

そこで、令和 3 年 4 月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、次のような視点から地域の持続的発展施策を展開していくこととします。

① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

地域特性を活かした移住・定住施策に積極的に取り組むとともに、地域コミュニティ・教育・福祉・産業など、まちづくりのあらゆる分野において求められる人材や担い手の育成、発掘を推進します。

② 産業の振興

地域資源を有効に活用し、地産地消や新たな商品開発、販路拡大などを推進するとともに起業を促進し、地域産業の活性化を図ります。また、観光資源の整備や、芦屋港のレジャー港化に向けた整備などを行い、地域経済の活性化を図ります。

③ 地域における情報化

デジタル社会の実現に向け、デジタル技術やAIの活用などにより自治体DXを推進するとともに、情報通信インフラの整備などにより、地域の情報化に取り組めます。

④ 交通施設の整備、交通手段の確保

交通や生活の利便性向上のため、町道や橋梁などについて計画的に整備を行い、各施設の長寿命化に取り組めます。また、公共交通の確保・維持を図ります。

⑤ **生活環境の整備**

下水道施設の長寿命化や下水道事業の中長期的な経営安定化を図るとともに、消防・防災対策の充実など安全・安心で快適な生活環境を維持・改善します。

⑥ **子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進**

子ども自身や子育て世帯が安心して暮らせる環境づくりに取り組むとともに、高齢者などの保健や福祉の向上を図り、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備します。

⑦ **医療の確保**

地域医療の水準向上と質の高い医療の提供を図るとともに、地方独立行政法人芦屋中央病院を核として、町内の医療機関や介護・福祉施設などと連携を図り、地域医療体制の充実に努めます。

⑧ **教育の振興**

子どもたちが夢・希望・志を持ち、シビックプライドを醸成できるよう、学校・家庭・地域が連携して教育の推進を図るとともに、安全で快適な教育環境を整備します。また、生涯学習の総合的な推進や生涯スポーツの推進に取り組みます。

⑨ **集落の整備**

遊休地の活用促進を図るとともに、安全・安心で快適な住環境を整えるため、空家対策を推進します。

⑩ **地域文化の振興等**

本町の誇りである芦屋釜をオンリーワンの地域資源として活用します。また、地域文化や貴重な文化財などを次世代へ継承していくため、芦屋釜の里をはじめとした文化施設の充実を図ります。

⑪ **再生可能エネルギーの利用の推進**

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの利用の推進を図ります。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

「芦屋町過疎地域持続的発展計画」における将来人口については、「芦屋町人口ビジョン」に基づき、令和7年の目標人口を11,823人に設定します。

また、社会移動については令和22年をめどに社会減を解消することを目指します。

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、令和７年度に数値目標の実績値について評価します。また、議会への報告を行い、ホームページへ掲載します。

（７）計画期間

本計画の計画期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５ヵ年とします。

（８）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、３つの管理目標からなる「公共施設等マネジメント目標」、将来の維持更新費用の平準化・縮減に関する「目指すべき数値目標」、公共施設等の計画的な管理に必要な「11の実施方針等」を以下のとおり定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、全て上記の基本的な考え方に適合するものです。

○ 公共施設等マネジメント目標

管理目標１：将来の更新に対する計画的な取り組み

急速に進行する施設の老朽化に備え、更新計画、施設再編計画及び維持修繕計画等の策定を行い、各種計画に基づく施策の実施に取り組むことで、施設の整備・管理・更新に至るトータルコストの縮減を図りつつ、安全管理と機能維持に努めます。

管理目標２：有効活用の視点に基づく維持管理の推進

将来的な人口減少の見通しや厳しい財政事情等を踏まえ、施設の耐震化や長寿命化を引き続き推進するとともに、複合化や用途変更等の手法を活用して既存施設の有効活用に努め、「施設を長く賢く使う時代」への対応を図ります。

管理目標３：行政サービス水準の検討と官民連携・広域連携の推進

新たなサービス需要や多様化するサービスへの適切かつ柔軟な対応を図るために、行政サービス水準の検討と民間活力等の資金・施設・創意工夫等を活用することで、町の財政負担を軽減しつつ、公共施設等の適切な維持更新の実現を目指します。また、近隣市町村との公共施設の相互利用や共同運用について検討し、施設サービスの連携や施設配置の役割分担等を推進します。

○ 目指すべき数値目標

今後３０年間で建築系公共施設の延床面積を２５％削減

○ 11の実施方針等

① 点検・診断等の実施方針

- ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ③ 安全確保の実施方針
- ④ 耐震化の実施方針
- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦ 最適配置の推進方針
- ⑧ 官民連携の取組方針
- ⑨ 広域連携の取組方針
- ⑩ 財源確保の取組方針
- ⑪ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住・地域間交流の促進

本町では移住・定住化の取り組みを推進していますが、福岡県内外の関係機関と連携による移住・定住施策や、更なる情報発信を行っていく必要があります。

また、地域間交流を促進するため、近隣市町をはじめとする、様々な機関との連携などを進めていく必要があります。

②人材育成

本町では「芦屋町住民参画まちづくり条例」に基づき、協働のまちづくりを推進しています。今後も自治区と職員との交流や自治区活動支援を目的とした「自治区担当職員制度」や、ボランティア団体などとのコーディネート機能を担う「ボランティア活動センター」などにより、自治区活動や各種団体などを支援する必要があります。

また、人口減少と高齢化が進行する本町においては、地域コミュニティの形成に大きく影響する自治区をはじめ、あらゆる分野において、担い手の確保・次世代への継承が喫緊の課題となっています。このため、人材の発掘や参画する人の裾野を広げる取り組みなどが求められています。

(2) その対策

①移住・定住・地域間交流の促進

○「芦屋町定住促進奨励金制度」をはじめとする本町独自の各種助成制度を活用し、子育て世帯などを中心とした移住・定住促進に取り組めます。

○福岡県と連携して「移住支援事業」を推進し、三大都市圏からの移住者を獲得します。

○北九州都市圏や近隣大学など、様々な機関と連携やネットワーク強化に取り組めます。

②人材育成

- 協働のまちづくりを推進するため、町職員が地域の活動に参画し、住民による自主的な地域づくりのサポートを行う「自治区担当職員制度」を推進します。
- ボランティア活動センターを中心に、まちづくりを支える人材の育成や発掘を行います。
- まちづくりの様々な分野において意欲を持って活動する人材や担い手を継続的に確保するため、関係団体や関係機関などと連携し、取組内容や成果などの情報発信に努めます。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、 人材育成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 ・移住・定住	定住促進奨励事業	芦屋町	
		新婚・子育て世帯民間賃貸住宅 家賃補助事業	芦屋町	
	・人材育成	自治区担当職員制度事業	芦屋町	
		ボランティア活動センター管理運 営事業	芦屋町	
		人材育成事業	芦屋町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業

本町の農業地域は、水稻・青ねぎなどを主作物とする山鹿耕地と、キャベツ・ほうれんそう・赤しそなどの露地野菜を主作物とする芦屋台地の2つに大別できます。

本町で生産された作物は直売所への出荷や学校給食への供給など、地産地消が進んでいます。また、田屋ねぎ（かおりっこ）、赤しそ（芳香しそ）はブランド化されていますが、生産農家数が増えていない現状です。

近年は農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加、海外からの農作物の輸入増加などの問題を抱え、経営は厳しい状況におかれています。

②水産業

本町の漁業基地は芦屋港と柏原漁港の2箇所があり、双方とも小型漁船による沿岸漁業が主で、沖ノ島・白島付近を主な漁場としています。遠賀漁業協同組合では水産物を獲るだけでなく、育てる漁業にも取り組んでいます。

漁業者は高齢化や後継者不足、水産資源の減少や燃油の高騰などを背景とした経営悪化などの問題を抱え、厳しい状況におかれています。遠賀漁業協同組合などの関係団体と連携を図り、担い手の確保や水産資源の持続的利用に向けた取り組みを支援する必要があります。

漁業施設については、これまで環境の整備に努め、作業の効率化などを図ってきましたが、今後も施設の整備充実が求められています。

③商工業

本町の商工業は地域経済の担い手であるだけでなく、住民の生活を支えるとともに地域コミュニティの核としての役割を果たしており、地域の発展には欠かせません。

しかし、近隣市町への大型店舗進出による売上げ不振や後継者不足など、商工業の経営は厳しい状況におかれています。

本町では、商工会などと連携して商業者への支援や地域振興券の発行、企業誘致などにより商工業の振興に取り組んでいます。

また、平成26年から商工会で本町の地域産品を活用した特産品開発事業に取り組んでいます。商工会をはじめ、関係機関と連携し、本町の特産品などの商品価値を高める取り組みを推進し、地域産業の活性化を図る必要があります。

④観光レクリエーション

本町は、響灘に面する海岸線をはじめとする美しい自然や独自の歴史・文化など豊富な観光資源を有しています。これら豊富な資源を活かしていくため、「芦屋町観光基本構想」に基づく施策を展開しています。

今後も、地域経済の活性化を図るため、本町の美しい自然を利用した観光公園やその周辺の整備、維持管理に努める必要があります。

また、本町では海を活かした観光まちづくりを推進しており、福岡県が管理する物流港である芦屋港のレジャー港化に向けた取り組みを推進しています。なお、芦屋港の活用は観光拠点としての効果が期待できるため、芦屋港の周辺機能と一体的な空間を形成し、海の玄関口として拠点化することが重要です。

(2) その対策

次の産業振興項目については、周辺市町村との連携に努めます。

①農業

- 農業後継者や新規就農者など意欲ある担い手の育成支援を行うとともに、農地の適正管理・指導を徹底することで、担い手への利用集積を図ります。
- 地産地消やブランド化の推進、機械導入などの支援を通じ、農業経営の安定化や担い手の育成を推進します。
- 付加価値の高い農作物の生産性や効率性を高めるため、農業用水路やため池など農業基盤の計画的な整備を行います。

②水産業

- 「水産物供給基盤機能保全事業（機能保全計画）」に基づく柏原漁港の整備をはじめ、老朽化した漁業施設などの整備を行います。
- 新たな商品開発や販路拡大、地産地消などの取り組みにより、漁業経営の安定化を図ります。
- 優良な漁場を確保するため、藻場の適正な維持管理を行い、育てる漁業を支援します。

③商工業

- 商工会との連携や地域振興券の発行などにより、購買力の向上を図るとともに、創業等促進支援や空き店舗の活用による商工業の活性化を推進します。
- 地域産品を活用した特産品開発やメニュー開発、農商工等連携事業などを推進するとともに、開発された特産品などをブランド認定するブランド認定制度を活用し、地域産業の活性化を図ります。

④観光レクリエーション

- 芦屋海浜公園や夏井ヶ浜はまゆう公園、城山公園などの美しい自然を活かした観光資源の整備を行います。
- 芦屋海浜公園レジャープールアクアシアンについては、老朽化や利用者ニーズに対応した整備を計画的に行います。
- 観光拠点である国民宿舎マリンテラスあしやの計画的な整備を行うとともに、稼働率の向上や利用者の増加に取り組みます。
- 広域連携による着地型観光の実施や観光ルート化を推進するとともに、積極的な町のプロモーション活動の展開により、交流人口の増加を図ります。
- 「芦屋港活性化基本計画」に基づき、観光レジャーの拠点として、芦屋海浜公園との一体的な空間形成を図り、芦屋港のレジャー港化を計画的に推進します。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
2 産業の振 興	(1)基盤整備 ・農業・水産業	汐入川整備事業	福岡県・ 芦屋町	
		農業用水路整備事業	芦屋町	
		農道橋整備事業	芦屋町	
		農道側溝整備事業	芦屋町	
	(2)漁港施設	柏原漁港機能保全事業	芦屋町・ 遠賀漁業 協同組合	
	(9)観光又はレクリ エーション	芦屋海浜公園整備事業	芦屋町	
		レジャープールアクアシアン整 備事業	芦屋町	
		魚見公園整備事業	芦屋町	
		城山公園整備事業	芦屋町	
		夏井ヶ浜はまゆう公園整備事業	芦屋町	
		町内公園整備事業	芦屋町	
		国民宿舎マリンテラスあしや整 備事業	芦屋町	
	(10)過疎地域持 続的発展特別事 業 ・商工業・6次産 業化	創業促進支援事業	芦屋町	
		空き店舗等活用事業	芦屋町	
		特産品開発・農商工等連携事 業	芦屋町・ 観光協会・ 商工会	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
2 産業の振 興	(10)過疎地域持 続的発展特別事 業 ・観光	観光推進プロジェクト事業	芦屋町	
		レジャープールアクアシアン管 理運営事業	芦屋町	
		芦屋港活性化機運醸成事業	芦屋町	
	(11)その他	芦屋港活性化事業	芦屋町 ほか	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、次の表のとおり。

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
芦屋町全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、用途大分類別の管理に関する基本的な方針として、「①総量及び配置の適正化」「②維持管理等の適正化」を定めており、この基本方針には、施設の躯体だけでなく、施設の長期的な利用を前提とした施設内の整備も含めています。

また、柏原漁港、芦屋海浜公園、レジャープールアクアシアン及び国民宿舎マリンテラスあしやについては、個別施設計画において適切な維持管理や計画的な修繕・改修による施設の長寿命化を図ることなどを定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、全て上記の基本的な方針に適合するものです。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

①情報化

本町では、業務システムの共同利用やクラウドサービスの活用などによる事務の効率化と住民サービスの向上を実施してきました。

今後もデジタル社会の実現に向け、デジタル技術やA I・R P Aの活用などにより業務効率化を図り、住民一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供するなど、行政サービスの更なる向上が求められています。

また、災害発生時の通信手段の確保やインバウンド対策などのため、Wi-Fi スポットをはじめとする情報通信インフラの整備などを行う必要があります。

(2) その対策

①情報化

○業務の効率化や行政サービスの向上を図るため、自治体の情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化、A I・R P Aの活用など、自治体D Xを推進します。

○Wi-Fi スポットをはじめとする情報通信インフラの整備を行います。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的发展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 ・防災行政用無線施設	防災行政無線施設整備事業	芦屋町	
	・その他	Wi-Fi スポット構築事業	芦屋町	
	(2)過疎地域持続的发展特別事業	電子自治体推進事業	芦屋町	
	・デジタル技術活用	総合文書管理システム維持管理事業	芦屋町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路

本町では、交通利便性や生活利便性の向上を図るため、町が管理する道路の整備を進めています。今後も、路面や道路施設の劣化状況を調査し、計画的な維持管理や道路整備の必要があります。

橋梁については、今後は予防保全に努め、健全な状態で維持管理していく必要があります。また、福岡県が実施している西祇園橋架替事業については、町の玄関口にふさわしい景観に配慮した橋となるよう関係機関と協議する必要があります。

道路網の整備に併せ、交通事故防止と交通安全意識の高揚を図ることが重要であり、通学路の安全対策や交通安全の啓発活動などに取り組む必要があります。

②交通確保対策

本町には鉄道がなく、主要な公共交通機関であるバス交通を確保・維持することは、重要な課題です。

本町では、平成 17 年に民間事業者によるバス路線廃止を受け、住民の交通手段を確保するため、町営バス事業「芦屋タウンバス」の運行を開始しました。また、高齢者や障がい者などの生活交通を確保するため「芦屋町巡回バス」も運行しています。

これらのバス事業については、利用者ニーズに対応した運行体系の検討とともに、安全なバスの運行や利便性の向上を図る必要があります。

そのほか、本町に乗り入れる北九州市営バスは利用者が減少傾向にあり、路線や便数の確保が課題となっています。

(2) その対策

①道路

○道路施設については、「個別施設計画（舗装）」や各施設の点検結果を踏まえ、計画的な整備を行います。

○橋梁については、「個別施設計画（橋梁）」に基づき、定期点検の実施とその結果を踏まえ、予防保全を目的とした整備を行います。また、西祇園橋の架け替えに伴うグレードアップについて、関係機関と協議を進めます。

○交通事故防止のための交通安全施設を整備するとともに、関係機関と連携した交通安全意識の啓発など交通安全活動を推進します。

②交通確保対策

○住民の生活利便性向上のため、「芦屋町地域公共交通網形成計画」に基づき、公共交

- 通の確保・維持を図るとともに、本町の実情に応じた公共交通施策を展開します。
- 芦屋タウンバスや芦屋町巡回バスの運行体系の検討とともに、バス車両の更新やバス停の整備などを計画的に行います。
- 「公共交通ネットワークの確保維持に関する協定書」に基づき、本町に乗り入れる北九州市営バスの路線や本数の確保・維持に努めます。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 ・道路	竹並芦屋2号線整備事業 L=300m W=6.8m	芦屋町	
		中ノ浜15号線整備事業 L=330m W=10.34m	芦屋町	
		高浜町5号線整備事業 L=110m W=4.08m	芦屋町	
		はまゆう観光道路整備事業 L=340m W=5.3m	芦屋町	
		白浜町9号線整備事業 L=143m W=6.7m	芦屋町	
		花美坂1号線整備事業 L=340m W=7.0m	芦屋町	
		高浜町18号線整備事業 L=177m W=6.4m	芦屋町	
		祇園町1号線整備事業 L=143m W=11.2m	芦屋町	
		柏原6号線整備事業 L=367.4m W=5.4m	芦屋町	
		山鹿・鯨瀬2号線整備事業 L=287.7m W=5.1m	芦屋町	
		後水3号線整備事業 L=129.0m W=3.1m	芦屋町	
		西浜・白浜1号線整備事業 L=260.0m W=3.85m	芦屋町	
		山鹿・芝ノ元2号線整備事業 L=144.8m W=3.12m	芦屋町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 ・道路	大城 1 号線整備事業 L=159.6m W=4.98m	芦屋町	
	(1)市町村道 ・橋りょう	西祇園橋グレードアップ事業	福岡県・ 芦屋町	
	(6)自動車等 ・自動車	バス車両整備事業	芦屋町	
		バス停整備事業	芦屋町	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 ・公共交通	芦屋タウンバス運行事業	芦屋町	
		芦屋町巡回バス運行事業	芦屋町	
	・その他	高齢者運転免許証返納者支援事業	芦屋町	
	(10)その他	交通安全施設整備事業	芦屋町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、用途大分類別の管理に関する基本的な方針として、「①総量及び配置の適正化」「②維持管理等の適正化」を定めており、この基本方針には、施設の躯体だけでなく、施設の長期的な利用を前提とした施設内の整備も含めています。

また、町道については、個別施設計画において適切な維持管理や計画的な修繕・改修による施設の長寿命化を図ることなどを定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、全て上記の基本的な方針に適合するものです。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①汚水処理施設

本町の公共下水道事業は平成 12 年度末で町全域の整備が概ね完了しており、普及

率は99.9%となっています。また、下水道施設の計画的な点検・調査や修繕・改築更新、長寿命化を行っています。今後も効率的・計画的に事業を実施し、下水道の機能を長期的に維持していく必要があります。

また、経営の合理化に努めていますが、人口の減少、節水意識の高まりや節水機器の普及などにより、下水道使用料収入の増加は期待できません。一方で、施設老朽化に伴う大量更新期の到来も控えており、経営環境は厳しさを増しています。

②消防・防災対策

近年、全国各地で集中豪雨や地震などの自然災害が発生し、大きな被害をもたらしています。こうした自然災害から住民の生命と財産を守り、安全に安心して生活が出来るよう消防・防災対策の推進は必要不可欠となっています。

本町では、常備消防は遠賀・中間広域行政事務組合において共同処理を行っており、本町域に遠賀郡消防署芦屋分署が設置され、非常備消防は3個分団の消防団で組織するなど、消防・防災体制が整備されています。これまで老朽化した消防団車庫の建替えや消防車両の更新などを推進してきましたが、今後も消防・防災設備の整備充実を図るとともに、消防団員の確保や自主防災組織の体制整備などが必要です。

また、海に面した本町では津波対策も重要であり、これまでにハザードマップの作成や住民啓発、防災訓練に取り組んできたところですが、多様化する災害や環境の変化に柔軟に対応していく必要があります。

また、崖地など危険箇所の対策も必要となっています。

③防犯対策

本町では、防犯対策として芦屋町自治防犯組合と折尾警察署との協働による夜間パトロールや青色回転灯装備車（青パト）による小学校の登下校時間帯のパトロールを実施しています。また、犯罪抑止や事件・事故の早期解決を目的として、防犯カメラの設置を行っています。

しかし、近年、犯罪の手口はますます巧妙化・悪質化しており、犯罪抑止対策などが求められています。

（２）その対策

①汚水処理施設

○浄化センターや各ポンプ場、管渠の長寿命化に取り組むとともに、修繕や改築更新を計画的に行います。

○下水道事業の中長期的な経営安定化を図るため、広域化・共同化も含め検討します。

②消防・防災対策

○消防・防災機材などの整備・充実を図るとともに、消防団員の資質向上や自主防災組織の形成、地域の実態に即した防災訓練の実施など、日頃から災害に備える体制づくりを推進します。

○急傾斜地、河川、海岸などの危険箇所については、場所の把握や、国・県など関係機関との協力を得ながら、計画的な安全対策を推進します。

③防犯対策

○防犯パトロールや、登下校時の青色回転灯装備車（青パト）によるパトロールの強化など、自治防犯組合や各種団体との連携により地域ぐるみの防犯活動を行います。

○防犯カメラの設置など防犯環境の整備を進め、犯罪の抑止力向上に取り組めます。

（３）事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
５ 生活環境 の整備	(2)下水処理施設 ・公共下水道	公共下水道ストックマネジメント・ 整備事業	芦屋町	
	(5)消防施設	消防・防災施設整備事業	芦屋町	
	(7)過疎地域持続 的発展特別事業 ・防災・防犯	地域防災計画等作成事業	芦屋町	
		防犯カメラ設置事業	芦屋町	
	(8)その他	町有地法面整備事業	芦屋町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、用途大分類別の管理に関する基本的な方針として、「①総量及び配置の適正化」「②維持管理等の適正化」を定めており、この基本方針には、施設の躯体だけでなく、施設の長期的な利用を前提とした施設内の整備も含まれています。

また、公共下水道施設については、個別施設計画において適切な維持管理や計画的な修繕・改修による施設の長寿命化を図ることなどを定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、全て上記の基本的な方針に適合するものです。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①子育て環境

共働き世帯の増加や就労形態の多様化、女性の社会進出への機運の高まりなどにより、教育・保育のニーズが高まっており、安心して子どもを預けて働くことができる環境づくりが求められています。

本町では、保育の質の向上や経費削減などのため、町立保育所の完全民営化を進めており、令和元年度には緑ヶ丘保育所を完全民営化しました。山鹿保育所についても令和5年度に完全民営化を予定しています。

小学生を対象とした学童クラブについても、安心して預けられる環境やさらなる保育の質の向上が求められています。

子育て世代への支援については、平成29年3月に開設した子育て世代包括支援センターで、保健師による妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援を実施しています。また、子育て支援センター「たんぽぽ」で、民間事業者のノウハウを活かした未就学児の子育て支援、利用者に寄り添う相談支援を行っています。

また、本町の特別支援教育については、福岡県内でも高い水準となっています。今後も幼児期からの支援とともに、家庭や地域も含めた町全体で取り組んでいく必要があります。

近年は児童相談所や町に寄せられる虐待通報が増加傾向にあるなど、児童虐待への対応や予防とともに、子どもの貧困対策など、子どもや子育て家庭を取り巻く現状を踏まえた対策が求められています。

②高齢者等の保健及び福祉

本町では、地域包括支援センターが行う総合相談などを通じて、高齢者の生活全般に係る支援体制の整備に取り組むとともに、配食サービス事業や緊急通報システム事業などの福祉サービスの提供を通じて高齢者の生活支援に取り組んでいます。また、介護予防に重点を置いた取り組みを進めており、身近なところで気軽に参加できる自治区公民館体操などの実施や体操サポーター養成講座などを通じた住民の自主的な活動を支援しています。

今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療と介護の連携、介護保険サービスの充実などに取り組む地域包括ケアシステムの深化、推進が求められています。

また、高齢者が安心していきいきと暮らしていくためには、高齢者同士の交流や社会参加の促進が重要です。このため、老人クラブへの活動支援や指定管理者制度によ

る老人憩の家の運営を行っています。老朽化が進む老人憩の家のあり方については、今後の町の将来人口などを見据え、検討していく必要があります。

障がい者福祉については、高齢化の進行、障がいの重度化・重複化などに伴い障がい者を取り巻く環境が大きく変化しています。平成 25（2013）年の障害者総合支援法の施行により、障がいのある人に対する自立支援や権利擁護に加え、地域社会での共生や、社会的障壁の除去、差別や偏見のない、支え合う地域社会へ向けた支援に取り組むことが求められています。

（２）その対策

①子育て環境

- 子育てに関する相談業務のワンストップ化を推進し、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的な相談支援を行います。
- 町立保育所の完全民営化や保育所（園）・幼稚園・認定こども園の施設の充実などにより、教育・保育の充実に取り組みます。
- 学童クラブの施設の充実などにより、子育て支援の充実に取り組みます。
- 各種補助制度による子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- 障がいのある幼児、児童・生徒へ適切な指導や必要な支援を行います。
- 子ども家庭総合支援拠点の設置運営を行うなど、児童虐待への対応を強化します。

②高齢者等の保健及び福祉

- 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの強化に取り組むとともに、健康寿命の延伸を目指し、介護予防事業のさらなる充実に取り組みます。
- 身近な地域で交流や介護予防ができるよう、住民主体の通いの場の取り組みなどを支援します。
- 老朽化が進む老人憩の家のあり方を検討し、建替えなどを進めます。
- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現に向け、最適な障害福祉サービスの提供に取り組みます。

（３）事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福	(1)児童福祉施設 ・保育所	保育所整備事業	芦屋町・ 社会福祉法人等	
	(2)認定こども園	認定こども園整備事業	芦屋町・ 社会福祉法人等	

社の向上及び増進	(3)高齢者福祉施設 ・その他	老人憩の家建替え事業	芦屋町	
	(5)障がい者福祉施設 ・障がい者支援施設	障害者支援センターさくら整備事業	芦屋町 ほか	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 ・児童福祉	子育て支援センター管理運営事業	芦屋町	
	・高齢者・障がい者福祉	老人憩の家管理運営事業	芦屋町	
		敬老祝金事業	芦屋町	
	・その他	通学費補助事業	芦屋町	
		出産祝金事業	芦屋町	

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

①診療施設

本町の医療施設は、地方独立行政法人芦屋中央病院を中核に、一般診療所6箇所、歯科診療所4箇所があります。地域医療の核を担っている芦屋中央病院では医療水準を確保するための医療機器の更新・導入や、医師の確保が重要な課題となっています。

また、急速に進む高齢化や疾病構造の変化などに伴い、住民の医療に対するニーズはさらに多様化、高度化しています。新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの新たな感染症の発生、食中毒などによる住民の健康や生命の安全を脅かす事態も懸念されており、地域住民に対して安全で安心な医療を提供していくことが求められています。

(2) その対策

①診療施設

○地域住民の健康維持・増進に努めるとともに、地域医療の水準向上と質の高い医療の

提供を図ります。

○地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、適切な維持管理に努めます。

○医療サービスの維持・向上を図るため、待遇改善や職場環境の見直しにより、常勤医師の確保に努めます。

○芦屋中央病院を核とした、町内の医療機関や介護・福祉施設との連携により、地域医療体制の充実を図ります。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 ・病院	芦屋中央病院施設整備事業	地方独立行政法人 芦屋中央病院	
		芦屋中央病院医療機器整備事業	地方独立行政法人 芦屋中央病院	
	(4)その他	医師確保対策事業	地方独立行政法人 芦屋中央病院	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育

本町の学校教育における学力の向上については、小学4年生までの35人学級や少人数学習、ジョイントカリキュラムによる小中連携、中学校のイブニングスタディなどを推進しています。また、学校・家庭・地域が連携し、豊かな心の醸成、体力づくり、シビックプライドの醸成などに取り組んでいます。

また、スクールソーシャルワーカーや不登校対策指導員を配置し、不登校児童・生徒への支援を行っています。これらの取り組みは切れ目なく、かつきめ細やかな対応が必要であり、今後も継続的に推進していく必要があります。

I C T環境については、福岡県内でもトップクラスの整備を進めていますが、国が進める「G I G Aスクール構想の実現」に向け、さらなる学習環境の整備などに取り組んでいくことが重要です。

学校教育施設については、耐震化や空調整備は完了したものの、建具などの老朽化が進んでいます。

②社会教育

本町では、学習機会を体系的にとりまとめた生涯学習講座「あしや塾」の実施により、効果的な生涯学習講座を提供していますが、公民館活動など、学んだ知識を活かすことができる環境づくりが必要となっています。

社会教育施設については、これまで計画的な整備を行ってきましたが、公民館施設などの老朽化が進んでいます。

③社会体育

本町では、生涯スポーツを推進するため、スポーツ推進委員会を中心に様々な事業を実施していますが、参加者が減少傾向にあり、ニーズにあった事業展開が課題となっています。

また、競技スポーツについては、スポーツ振興の観点から、関係団体と連携した支援を行っています。

生涯スポーツの活動拠点となる社会体育施設については、平成 30 年に総合体育館の改修を行いました。その他の施設については老朽化が進んでいます。

(2) その対策

①学校教育

- 学力向上については、少人数学習、ジョイントカリキュラムによる小中連携、中学校のイブニングスタディなどきめ細やかな学習指導を行うとともに、「生きた英語」を学ぶことができるよう A L T を配置するなど、英語教育の充実に努めます。
- 校歌や芦屋釜の里での呈茶体験などから学校や地域の歴史を学ぶことをとおして、シビックプライドの醸成に取り組みます。
- スクールソーシャルワーカーや不登校対策指導員による児童・生徒へのきめ細かな支援を行います。
- 電子黒板やタブレットなどを積極的に活用するとともに、I C T 支援員を配置するなど、I C T 教育を推進します。
- 児童・生徒が安全な環境で学べるよう、建具の更新をはじめ、老朽化に伴う学校教育施設の整備を計画的に行います。

②社会教育

- 社会教育及び公民館活動などの学習機会の拡充に取り組むとともに、関係各課との連携により住民が学んだ知識を活かすことができる環境づくりを行います。
- 生涯学習の拠点となる社会教育施設については、各施設の適正配置や利用需要の変化を踏まえ、計画的な整備を行います。

③社会体育

- スポーツ推進委員や関係団体との連携やスポーツ活動団体の支援などにより、住民の健康増進につながる生涯スポーツを推進し、誰もが気軽にスポーツを行うことができる機会の創出に取り組みます。
- 関係団体と連携して、競技スポーツへの支援を実施し、競技力の向上、指導者の育成に取り組みます。
- 社会体育施設については、各施設の適正配置や利用需要の変化を踏まえ、適切な維持管理及び計画的な整備を行います。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 ・校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、その他	小中学校屋内整備事業	芦屋町	
		小中学校屋外整備事業	芦屋町	
		小中学校プール整備事業	芦屋町	
		学童クラブ整備事業	芦屋町	
	(2)幼稚園	幼稚園整備事業	芦屋町	
	(3)集会施設、体育施設等 ・公民館、集会施設、体育施設、その他	社会体育施設整備事業	芦屋町	
		公民館整備事業	芦屋町	
		町民会館整備事業	芦屋町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 ・義務教育	小中学校情報機器(学校ICT)活用事業	芦屋町	
		学力向上事業	芦屋町	
		外国青年招致事業	芦屋町	
	・生涯学習・スポーツ	町民会館管理運営事業	芦屋町	

	・その他	国際理解教育事業	芦屋町	
--	------	----------	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、用途大分類別の管理に関する基本的な方針として、「①総量及び配置の適正化」「②維持管理等の適正化」を定めており、この基本方針には、施設の躯体だけでなく、施設の長期的な利用を前提とした施設内の整備も含めています。

また、小中学校屋内施設、小中学校屋外施設、小中学校プール、学童クラブ施設、社会体育施設及び公民館については、個別施設計画において適切な維持管理や計画的な修繕・改修による施設の長寿命化を図ることなどを定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、全て上記の基本的な方針に適合するものです。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

①土地利用

本町は、町の中央部を流れる遠賀川を挟み、芦屋部と山鹿部に大きく生活圏が分かれており、町域には3つの小学校区に30の自治区が形成されています。公共施設は芦屋部に役場を中心とした行政機関やコミュニティ施設があり、山鹿部には総合運動公園を中心とした社会体育施設を配置していますが、地域コミュニティの核となる公民館は均等に配置しており、コンパクトな町づくりを行ってきているところです。

土地の有効活用については、実質の行政面積が限られたものであるため、都市をとりまく状況変化に即応し、都市づくりや地域特性を活かした土地利用に取り組んでいく必要があるほか、活用予定のない町有地については、順次積極的な売却を進めていく必要があります。

また、高齢化社会を背景に、本町においても空家は増加の傾向にあり、安全・安心で快適な住環境を整えるため「芦屋町老朽危険家屋等解体補助金」や「中古住宅解体後の新築住宅建築補助金制度」「芦屋町空家・空地バンク」を活用した空家戸数の削減に取り組んでいますが、更なる空家対策が求められています。

(2) その対策

①土地利用

○持続可能な都市づくりや地域特性を活かした土地利用を行います。

○遊休土地の有効活用や、安全・安心で快適な住環境を整えるため、「芦屋町空家等対策計画」に基づき、空家などの台帳整備や「芦屋町空家・空地バンク」などにより、空家対策を推進します。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 ・集落整備	空家・空地バンク事業	芦屋町	
		老朽危険家屋等解体補助事業	芦屋町	
		中古住宅解体後の新築住宅建築補助事業	芦屋町	

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

①文化の振興

本町は多くの歴史遺産や独自の伝統文化を有しています。なかでも、芦屋釜は国指定重要文化財の茶の湯釜9点のうち8点を占めており、全国的に知られる貴重な文化財です。「第2次芦屋釜の里振興計画」に基づき、町内外への芦屋釜の周知や観光資源として活用する取り組みが重要です。

芦屋釜の振興の取り組みとしては、約600年ぶりに生まれ故郷である本町に戻った国指定重要文化財「芦屋霰地真形釜（あしやあられじしんなりがま）」の有効活用を図るとともに、芦屋鋳物が新たな産業となるよう、本町が養成し独立した鋳物師への支援を引き続き行う必要があります。

また、芦屋釜の振興や茶の湯文化の振興、各種資料の収集、調査研究及び情報発信を担う文化拠点である芦屋釜の里は、開設から25年を経過し、躯体の劣化などが発生しています。

そのほか、住民に対する歴史・文化活動への取り組みは、芦屋歴史の里をはじめ、ギャラリーあしやなどを中心に歴史・伝統芸能の保存振興、芸術活動の支援、企画展や伝統文化体験講座など各種情報発信を行っており、小中学校の授業にも活用するなど歴史文化の継承に努めていますが、今後も住民の文化意識の向上を図っていく必要があります。

(2) その対策

①文化の振興

- 本町の誇りである芦屋釜を町内外に広く周知し、オンリーワンの地域資源として活用します。
- 国指定重要文化財「芦屋霰地真形釜」をはじめとする貴重な文化財を次世代へ継承していくため、芦屋釜の里や芦屋歴史の里などの継続的な管理運営及び計画的な整備を行います。
- 芦屋歴史の里やギャラリーあしやを活用した歴史文化の情報発信や住民の文化意識の向上を図ります。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等	芦屋釜の里整備事業	芦屋町	
	・地域文化振興施設	芦屋歴史の里整備事業	芦屋町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	芦屋釜の里管理運営事業	芦屋町	
	・地域文化振興	芦屋歴史の里管理運営事業	芦屋町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、用途大分類別の管理に関する基本的な方針として、「①総量及び配置の適正化」「②維持管理等の適正化」を定めており、この基本方針には、施設の躯体だけでなく、施設の長期的な利用を前提とした施設内の整備も含めています。

また、芦屋釜の里、芦屋歴史の里については、個別施設計画において適切な維持管理や計画的な修繕・改修による施設の長寿命化を図ることなどを定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、全て上記の基本的な方針に適合するものです。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

①再生可能エネルギー

本町では、脱炭素社会の実現に向けて、広報などで住民や事業者へ省エネルギーに関する情報提供を行うとともに、住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度による太陽光発電システムの導入促進を図ってきました。

今後も、率先して町の事務・事業に伴う温室効果ガスの削減に努めるとともに、住民や事業者の再生可能エネルギーの導入などを促進し、地球温暖化対策に取り組む必要があります。

(2) その対策

①再生可能エネルギー

○脱炭素社会の実現に向け、省エネルギーに関する情報提供を進め、住民、事業者の省エネルギーの取り組みを推進します。

○住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度などにより住民の再生可能エネルギーの導入を推進します。

○公共施設から発生する温室効果ガスの削減のため、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入や活用可能な再生可能エネルギーの検討を進めます。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	公共施設再生可能エネルギー整備事業	芦屋町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 ・再生可能エネルギー利用	住宅用太陽光発電システム設置補助事業	芦屋町	

事業計画（令和３年度～７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	定住促進奨励事業	芦屋町	移住・定住促進を目的とした社会増に資する事業
	・移住・定住	新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助事業	芦屋町	移住・定住促進を目的とした社会増に資する事業
	・人材育成	自治区担当職員制度事業	芦屋町	協働のまちづくりの推進に資する事業
		ボランティア活動センター管理運営事業	芦屋町	協働のまちづくりの推進に資する事業
		人材育成事業	芦屋町	まちづくりを支える人材の育成や発掘に資する事業
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	創業促進支援事業	芦屋町	地域産業の活性化に資する事業
	・商工業・6次産業化	空き店舗等活用事業	芦屋町	空き店舗等の利用促進や商業振興などに資する事業
		特産品開発・農商工等連携事業	芦屋町・観光協会・商工会	地域産業の活性化に資する事業
	・観光	観光推進プロジェクト事業	芦屋町	観光まちづくりの推進に資する事業
		レジャープールアクアシアン管理運営事業	芦屋町	観光まちづくりの推進に資する事業
		芦屋港活性化機運醸成事業	芦屋町	観光まちづくりの推進に資する事業
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	電子自治体推進事業	芦屋町	電子自治体の推進に資する事業
	・デジタル技術活用	総合文書管理システム維持管理事業	芦屋町	電子自治体の推進に資する事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域 持続的発展	芦屋タウンバス運行事業	芦屋町	公共交通の確保に資する事業
	特別事業 ・公共交通	芦屋町巡回バス運行事業	芦屋町	高齢者等の生活交通の確保等に資する事業
	・その他	高齢者運転免許証返納者支援事業	芦屋町	高齢者による交通事故の防止などに資する事業
5 生活環境の整備	(7)過疎地域 持続的発展	地域防災計画等作成事業	芦屋町	防災対策の充実に資する事業
	特別事業 ・防災・防犯	防犯カメラ設置事業	芦屋町	犯罪抑止力の向上などに資する事業
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域 持続的発展	子育て支援センター管理運営事業	芦屋町	子育て環境の整備に資する事業
	特別事業 ・児童福祉			
	・高齢者・障がい者福祉	老人憩の家管理運営事業	芦屋町	高齢者の福祉向上に資する事業
		敬老祝金事業	芦屋町	高齢者の福祉増進に資する事業
	・その他	通学費補助事業	芦屋町	保護者の経済的負担の軽減に資する事業
8 教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展	小中学校情報機器(学校ICT)活用事業	芦屋町	学校教育の振興に資する事業
	特別事業 ・義務教育	学力向上事業	芦屋町	学校教育の振興に資する事業
		外国青年招致事業	芦屋町	学校教育の振興に資する事業
	・生涯学習・スポーツ	町民会館管理運営事業	芦屋町	生涯学習の推進に資する事業
	・その他	国際理解教育事業	芦屋町	国際理解教育の充実に資する事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の整備	(2)過疎地域 持続的発展	空家・空地バンク事業	芦屋町	空家及び空地の有効活用による集落整備に資する事業
	特別事業 ・集落整備	老朽危険家屋等解体補助事業	芦屋町	老朽危険家屋等の解体による集落整備に資する事業
		中古住宅解体後の新築住宅建築補助事業	芦屋町	新築住宅建築による集落整備に資する事業
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域 持続的発展	芦屋釜の里管理運営事業	芦屋町	地域文化の振興に資する事業
	特別事業 ・地域文化振興	芦屋歴史の里管理運営事業	芦屋町	地域文化の振興に資する事業
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 ・再生可能エネルギー利用	住宅用太陽光発電システム設置補助事業	芦屋町	再生可能エネルギーの利用推進に資する事業